



菖蒲

埼玉FPセンター

ヤマト

税理士
だより

(旧北村会計事務所)

編集発行人
代表社員・税理士
CFP・TLC
北村喜久則

代表社員・税理士
行政書士
北村秀子

顧問税理士
神田福男・月岡直樹
星野 慎・鷺見守夫

事務所 〒336-0022
さいたま市南区白幡4-1-19
TSKビル5F
TEL 048 (866) 9734(代)
FAX 048 (866) 8591
<http://www.yamatotax.com>
mail tax@yamatotax.or.jp

6月 (水無月) JUNE

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	1	15 29
日	2	16 30
月	3	17
火	4	18
水	5	19
木	6	20
金	7	21
土	8	22

6月の税務と労務

- | | |
|---|---|
| <p>国 税 / 5月分源泉所得税の納付
6月10日</p> <p>国 税 / 所得税の予定納税額の通知
6月15日</p> <p>国 税 / 4月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 7月1日</p> <p>国 税 / 10月決算法人の中間申告
7月1日</p> <p>国 税 / 7月、10月、1月決算法人
の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 7月1日</p> | <p>地方税 / 個人の道府県民税・都民税
及び市町村民税・特別区民
税の納付(第1期分)
市区町村の条例で定める日</p> <p>労 務 / 健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内</p> <p>労 務 / 児童手当現況届(市区町村
役場から通知が届いた場合)
7月1日</p> |
|---|---|

ワンポイント 日本標準産業分類の改定

総務省が定める、統計の相互比較性と利用の向上を図る目的で設定された統計基準。税制でも非上場株式の株価計算や消費税の簡易課税制度などの業種判定で利用されるもので、今年4月から業種の細分類項目に「食料品スーパーマーケット」や「介護医療院」を新設するなどの改定が行われています。

所得税 給与所得者の 定額減税

令和6年6月から所得税と住民税を合わせて、1人4万円の定額減税が実施されます。今回は、6月からの給与支払事務において注意すべきポイントを、所得税の定額減税に絞って取り上げます。

一 定額減税の概要

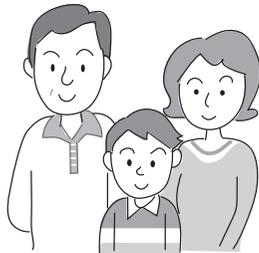
令和6年分の所得税について、「定額減税」の適用を受けることができる人は、令和6年分の所得税の納税者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下の人です。給与収入のみの人であれば、年収が2000万円（23歳未満の扶養親族がいるなど一定の要件

を満たす場合は2015万円）以下の人が該当します。

所得税の定額減税の額は、①本人分3万円、②同一生計配偶者及び扶養親族1人あたり3万円の合計額になります。

二 給与支払事務のあらまし

給与所得者に対する定額減税は、給与の支払者が給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。控除対象者は、令和6年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出している人（いわゆる甲欄適用者）です。給与の支払者は、令和6年6月1日以後に支払う給与などに対する源泉徴収税額から、その時点の定額減税額を控除する「月次減税事務」を行うことになります。



三 控除対象者の確認

控除対象者は、令和6年6月1日現在で給与の支払者のもとで勤務している甲欄適用者（基準日在職者）といえます。この時点では、合計所得金額（見積額）に関わらず、合計所得金額が1805万円を超えるとも見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行います（下表参照）。

四 月次減税額の計算

給与所得の源泉徴収税額から控除する月次減税額は、同一生計配偶者と扶養親族の数によって計算されます（次頁事例参照）。このとき、同一生計配偶者と扶養親族は、毎月の給与や賞与における源泉徴収税額の計算のための「扶養親族の数」とは、範囲が異なります。

同一生計配偶者は、源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の人です。ただし青色事業専従者は除きます（次頁図1参照）。

扶養親族は、所得税法上の控除対象扶養親族だけではなく、

表 基準日在職者に該当しない人

①	令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において、源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人（扶養控除等申告書を提出していない人）
②	令和6年6月2日以後に、給与の支払者のもとで勤務することとなった人
③	令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
④	令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

16歳未満の扶養親族も含まれません。16歳未満の扶養親族は、扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」欄に記載されています。なお、同一生計配偶者も扶養親族も非居住者は対象ではありませんので、注意が必要です。

五 給与等支払時の控除

令和6年6月1日以後に支払う給与や賞与について、給与などの支払いをする際には、まず現行の所得税法の規定などにより税額（控除前税額）といいますが、これを計算します。そして、控除前税額から月次減税額を控除した差額を、実際に源泉徴収する税額として、給与などの支

払いを行います。このとき、控除しきれない月次減税額は、次回に支払う給与や賞与に対する控除前税額から控除することになります(下図2参照)。

六 源泉徴収税額の納付

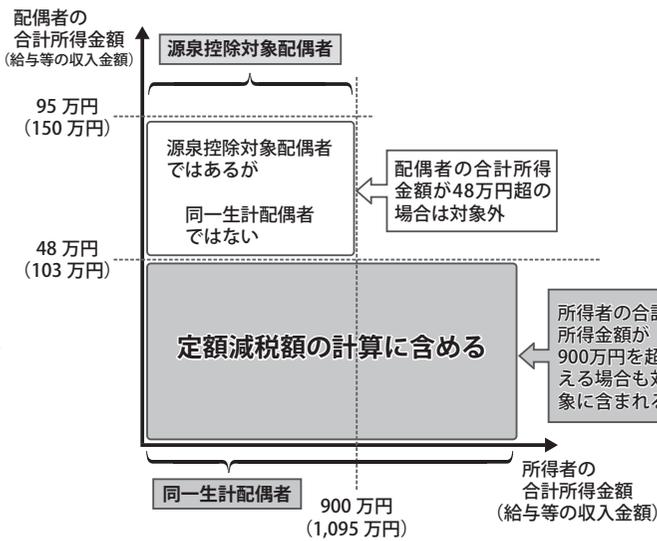
給与の支払者は、各月の月次減税事務が終了したら、納付書に必要事項を記載して、納付すべき源泉徴収税額がある場合には、法定納期限までに納付をすることになります。このとき納付書の税額欄に記載する金額は、控除前税額から月次減税額を控除した後の金額を集計した金額になります。

七 年調減税額

年末調整の際に、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務を「年調減税事務」といいます。対象者は、原則として年末調整の対象となる人で、年末調整により算出される年間の所得税額から年調減税額を控除した後の金額により年調年税額を計算します。

なお、年調減税の詳細は9月ごろに公表される予定です。

図1 同一生計配偶者の範囲



事例 月次減税額の計算

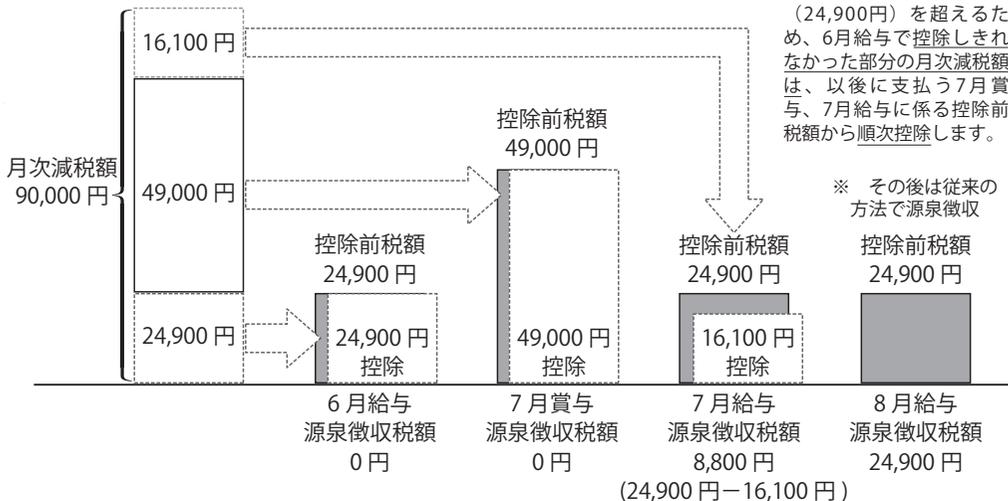
同一生計配偶者：有
扶養親族：1名

合計2名

30,000円 (本人分)
+
60,000円
(30,000円 × 2名)

||
90,000円

図2 月次減税額が控除前税額を超える場合のイメージ



◆ 下記事例では、月次減税額(90,000円)が最初に支払う6月給与の控除前税額(24,900円)を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後に支払う7月賞与、7月給与に係る控除前税額から順次控除します。

＜当事務所の業務内容＞

1. 会 計 (1) 会計システムのサポート (システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導)
(2) 財務・金融面の指導 (資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
2. 税 務 税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計
3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
4. 経営支援 会社設立、各種規程 (就業規則等) の作成、管理会計指導 (継続 MAS)
5. 提携先 弁護士 (峰岸)、司法書士 (森崎)、社会保険労務士 (戸田)、土地家屋調査士 (片岡)、不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
 - ・ 建設会社 積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
 - ・ 保険会社 大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN 生命、朝日生命、あいおいニッセイ同和損保

(スタッフ)	第1 監査班 星野顧問	①	財務支援	水落大介 (AFP)	—	辻 綾 (FP)	—	松本由紀	—	黒川はるか
		②	〃	浜崎雄樹 (社会保険労務士)	—	篠崎理沙 (FP)	—	猪俣 楓 (FP)		
	第2 監査班 柴崎コーチ 間口MBA	①	経営支援	木村隆志 (科目合格者)	—	北村実喜 (科目合格者)	—	山田直緒子 (AFP)	—	阪野湧飛
		②	〃	山 大裕 (1級FP・宅建)	—	内田祐輝	—	元橋暁潔 (AFP)		
		③	〃	廣井里美 (AFP)	—	柄澤泰紀	—	井出さくら		
	第3 監査班 神田・月岡顧問	①	資産税	大田 靖 (国税OB)	—	平野朋子 (AFP)	—	北村実喜 (2班兼任)		
		②	遺言関係	石津 悟 (CFP・宅建)						

※ 資格者 税理士7名 (顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、税理士科目合格者4名、不動産コンサルタント1名、CFP3名、AFP7名、FP技能士6名、生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名

残業代を遡及して支給した場合

Q 今般、従業員に対して実労働時間に即した割増賃金を支払うよう労働基準監督署から行政指導を受けました。そこで過去3年間にわたって、実労働時間に基づく残業代と実際に支払った残業代との差額を一括して支払うこととしました。

この場合、支払うこととした残業代は支払う日の属する年分の給与所得になりますか。

A この場合、本来各支給日に支払うべき残業代が一括して支払われたものと認められますので、本来の残業代が支払われるべきであった各支給日の属する年分の給与所得となります。

一方、給与規程などの改訂を過去に遡って実施したことにより残業代の差額を一括で支給する場合には、その差額についての支給日が定められているときはその支給日、定められていないときはその改訂の効力が生じた日になります。

美術品などの取扱い

(1) 美術品などのうち次の要件に該当するものは、非減価償却資産に該当します。

(2) 古美術品、古文書、出土品、遺物などのように歴史的価値や希少価値を有し、代替性がないもの

(2) それ以外の美術品などで、取得価額が1点100万円以上であるもの (時の経過によりその価値が減少することが

明らかなるものを除く)

時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなるものを除き、取得価額が1点100万円未満の美術品等は、減価償却資産として取り扱います。減価償却資産に該当する美術品などの法定耐用年数は、それぞれの美術品などの構造や材質などに応じて判定します。例えば器具備品の室内装飾品に該当するものは、金属製のものは15年、その他のものは8年になります。